

平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給を定める規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第35号

平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給を定める規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給は、職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）第15条第2項の規定により、行政職給料表による3級から9級までの職務の級及び号給とみなして同条第1項の規定の適用を受ける職員の職務の級及び号給とする。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。